

1. 開 会

○菅野主幹 定刻になりましたので、第4回青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会を開会いたします。

2. あいさつ

○菅野主幹 それでは、開会に当たりまして、岩手県環境生活部長、中村世紀より一言ごあいさつを申し上げます。

○中村部長 4月1日の人事異動によりまして、現職についておりまして、委員の皆様とは初めてお目にかかる方もいらっしゃるかと思いますけれども、ひとつ前任者同様よろしくご指導をお願いいたしたいと存じます。

この委員会、昨年6月だったと思いますが、開催されまして、かれこれ1年をたったわけでございます。今回4回目ということでございます。この間、南委員長様初め、委員皆様方には本当にお忙しい中、しかも遠路委員会にご出席をいただきまして、毎回熱心なご議論、ご討議をしていただきました。大変心から感謝を申し上げる次第でございます。

1年間の間に県境不法投棄産業廃棄物をめぐる情勢もいろいろ変遷を遂げてまいりました。ことしの3月には、両県の県の行政責任を検証する委員会が両県それぞれに設置されまして、それぞれの両県の廃棄物処理、今回の案件に係る行政責任についての答申、報告がそれぞれなされております。また、つい先日までございますけれども、6月18日には新しい法律であります特定産業廃棄物に起因する支障の除去に関する特別措置法、これが公布、施行されたわけでございます。これによりまして今回の不法投棄廃棄物の処理につきまして、国の補助金が大幅な支援をいただけるということになったわけございまして、この法律の成立、施行にまでこぎつけられました環境省の皆様方の絶大な熱意とご努力に対しまして、この場をおかりいたしまして深く感謝申し上げます。大変ありがとうございます。今後は、新しい法律の施行を受けまして、具体的な不法投棄の再発防止を講じていきますとともに、排出事業者の徹底的な責任追及も進める必要もございます。それと併せまして、この新しい法律に基づく現場からの

不法投棄廃棄物、これを速やかに処理をいたしまして、できるだけ早く現場の原状回復が図られるように取り組んでまいらなければならない、これが両県の責務であろうというふうに認識しているところでございます。

本日は、検討の議題といたしまして技術部会の報告、それから今後の方針についてということで議題となっておりますようでございます。皆様方におかれましては、どうぞ忌憚のないご意見を賜りまして、両県の今後の不法投棄廃棄物の処理につきましてご指導賜りますようお願いを申し上げまして、開会のごあいさつといたします。きょうは大変ありがとうございました。よろしく願いをいたします。

○菅野主幹 恐縮でございますが、お手元に事務局からご配付を申し上げております資料についてご確認をさせていただきたいと思えます。

一つは、第4回合同検討委員会次第と題しました次第及び出席者名簿等が記載された資料がございます。それから、資料ナンバー1-1といたしまして、第3回合同検討委員会の概要と題します資料をお配りしてございます。同じく資料の1-2といたしまして、第3回青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会後の経過についてと題します資料、それから資料2といたしまして、排出事業者責任追及についてと題しました資料、それから資料3といたしまして、技術部会報告書と題しました資料、以上の資料をお配りしてございます。

また、本日事後に第3回の議事録をご参考までにお配りいたしてございます。資料の不足等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。済みません、あとは追加で、恐縮でございます、委員の先生方にモニタリングの考え方と題します資料をお手元にお配りしてございます。それ今お配りした資料でございます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、恐縮でございますが、次に本日ご出席いただいております委員の先生方のご紹介を事務局からさせていただきます。出席者名簿に従いましてご紹介をさせていただきます。

南委員長でいらっしゃいます。

古市副委員長でございます。

板井委員でございます。

笹尾委員でございます。

佐々木委員でございます。

斎藤委員でございます。

中澤委員、お見えになる予定でございますが、ちょっとおくれていらっしゃるようでございます。

西垣委員でございます。

平田委員でございます。

藤縄委員でございます。

粕谷委員でございます。

川本委員でございます。

田子町長の中村委員でございます。

小原委員でございます。

中村委員でございます。

椛本委員でございます。

澤口委員でございます。

野月平委員でございます。

工藤委員でございます。

四戸委員でございます。

本日は、現在のところ22名の委員のうち19名のご出席をいただいております。

次に、事務局側の主なメンバーをご紹介します。

青森県環境生活部の前田部長でございます。

同じく福永次長でございます。

鎌田県境不法投棄対策チームリーダーでございます。

岩手県の中村環境生活部長でございます。

長葭次長兼産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長でございます。

滝川産業廃棄物不法投棄緊急特別対策監でございます。

3. 議 題

(1) 報告事項

- 1) 第3回合同検討委員会の概要及びその後の経過について
- 2) 排出事業者責任追及について

(2) 検討事項

- 1) 技術部会報告について
- 2) 今後の方針について
- 3) その他

○菅野主幹 それでは、議事に入らせていただきますが、合同検討委員会設置要領第4の規定によりまして、委員長が議長を務めることとなっておりますので、ここからは南委員長に議事進行をお願いいたします。南委員長、よろしくお願い申し上げます。

○南委員長 それでは、議長を務めさせていただきます。本日は、土曜日の午後にもかかわらず多数お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

早速議事に入らせていただきます。議事の1は、報告事項であります。議事次第に従って進めたいと思います。まず、資料の1-1、第3回委員会概要について事務局からご説明をお願いいたします。

○滝川対策監 それでは、私の方から報告事項1の第3回合同委員会の概要及びその後の経緯も含めましてご説明させていただきたいと思います。

お手元に資料1-1があると思いますが、ごらんいただきたいと思います。第3回合同委員会は、2月10日、八戸市において開催されました。概要につきまして、書かれているとおりでございますが、最初に報告事項についてということで3点ございまして、1番目は平成14年11月から15年1月まで3回開催された技術部会の検討内容について報告がございました。それから、②といたしまして、約1万7,000社の排出事業者をリストアップし、今後の責任追及の手順等について説明がございました。それから、3点目として、こういった不法投棄事案の支援策となる新法、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の仕組み等について説明がございました。

それから、(2)、検討事項でございますけれども、原状回復の基本方針について説明がありまして、東西両地域の地形、地質特性、廃棄物の種類、投棄量、投棄形態等が異なることから、それぞれの地域特性に合った対策をとることが合理的であるとの提言がなされたところでございます。

なお、地域特性に合った対策をとるとしても、両県は密接な連携のもとに事業を進めていく必要があるという提言もあわせてなされました。

(3)でございます。この委員会において出されました主な意見、提言等は、以下に1から6まで記載してございます。ご確認いただければと思います。

続きまして、資料1-2によりまして、第3回の検討委員会後の経過につきましてご説明申し上げます。1-2でございます。まず、1として、技術部会の開催ということで、2月10日の合同検討委員会以後、4月20日、第5回の技術部会を開催してございます。これは、青森市で開催してございます。

それから、2、現場調査の関係でございますが、これは岩手県側だけの状況でございますが、3月20日の分は省略させていただきまして、5月13日の欄をごらんいただきたいと思っております。去る5月8日に岩手県側の現場でございますが、一応北側のB地区と称する地域でして、この地区はパークとか燃え殻、あるいは廃油等が混合されて投棄されている場所でございますが、ここから医療系廃棄物が発見されたということを受けまして、地域住民の方々の立ち会いのもと、その投棄状況を確認いたしました。その結果、医療系の廃棄物がこのエリア全域に散在していることが判明したということでございます。したがって、他のエリアについても同様に医療系廃棄物が混入して廃棄されている可能性があるということがわかったというところでございます。

次に、3、排出事業者責任の追及についてでございます。4月の23日に青森、岩手両県が主催しました関係都縣市連絡会議を開催いたしまして、首都圏等の関係都市圏に対し、この追及についての協力を要請しました。その後、記載のとおり経過を経まして、一番下の6月18日のところでございますが、これまでに首都圏の4社に対しまして産業廃棄物の撤去を命ずる措置命令を行ったところでございますが、この件につきましては次の報告事項で詳しく説明させていただきます。

それから、4番、地域住民に対する説明会等でございます。(1)、東側、岩手県の方でございますが、3月25日に地域住民の皆さんから意見、要望を聴取する、あるいは詳細調査の結果、あるいは除去計画方針についてご説明を申し上げたところでございます。また、一方3月26日には、岩手県の分につきましては不法投棄対応検証委員会から知事に対して行政対応の検証結果について答申があったところでございます。

次のページをお開き願います。西側、青森県の方でございます。こちらの方

につきましては、非常にたくさんの項目が並んでおりますが、一応大きく分けて三つぐらいに分類されますので、細かくはこれらをごらんいただければいいのですが、三つに分けてましてちょっとご説明させていただきますと、一つは3月25日、やはり岩手県と同様に検証委員会から報告書が出され、その後青森県では住民に説明し、おわび申し上げたということでございます。二つ目は、田子町地域住民の方々等に対しまして原状回復対策を青森県が説明し、意見をいただいたということでございます。それから、三つ目は、二戸市の住民の方から要望があった牧野の調査について、記載されていますように何回か説明し、意見聴取を行い、この調査の内容、方法等について今調整中という段階であるということでございます。

以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局から資料ダッシュ1、第3回委員会概要と、それから資料1-2、第3回委員会後の経緯についてご説明がございました。これについて何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。ございませんか。

それでは、次の議題に入りまして、資料2、排出事業者責任追及について、これ事務局からご説明ください。

○滝川対策監 それでは、ご説明いたします。

資料2をごらんいただきたいと思います。排出事業者責任追及についてということでございます。これについてご報告いたします。排出事業者の責任追及につきましては、違法な委託を行っていた排出事業者を解明し、原状回復を行わせることを主な目的として、現在も解明作業を進めておりますが、今月の18日に、先ほど申し上げましたように、首都圏の排出事業者4事業者に対しまして、廃棄物の撤去を命令したものでございます。

なお、この現場におきましては、廃棄物から排出事業者が特定できない、しにくい、あるいは投棄されていることは事実であるけれども、青森、岩手どちらの方に投棄されているか確認できないというふうなケースが大半でございますが、このような場合における命令のあり方につきまして、こういったあり方につきましては両県知事連名により措置命令を行うことが適切であるという環境省のご見解が示されたことを受けまして、両県知事連名で、資料でいい

ますと（１）に記載しております４事業者に対しまして措置命令を行ったものであります。これらの４業者は、５ページのフロー図の中でちょっと廃棄物の委託とか中間処理、最終処分の流れをごらんいただきたいのですが、５ページの図でいいますと②の収集運搬業者がございまして、これらの４業者は無許可の収集運搬業者への委託を行っていたものでございまして、委託基準違反であることがこういった処分対象といえますか、違反の事由となったものでございます。それは１ページの（３）のところに書いてございます。

命令の内容につきましては、２ページ目をごらんいただきたいと思います。（４）、事業者別処分内容にありますように、現場からこれらの生活環境の保全上の支障のおそれの原因となる産業廃棄物を撤去することを命じたものであり、命令した撤去の量は、表にもございますけれども、４社トータルで約５トンとなっております。

（６）の履行期限でございまして、この命令はことしの８月１８日までに行うようにというものでございます。

なお、（７）にありますように、この撤去の命令を事業者に適正に履行させるために、命令と同時に①、事業者に対して実施計画書等の報告を求めてございます。それから、②、両県では履行期限までに適正に処理するよう引き続き監視、指導を行っていくというものでございます。

以上が大体の概要でございまして、なお３ページ目にありますように、排出事業者責任追及につきましては、両県合同で連携して進めているものでございますが、今回の４事業者以外にもこのような、３ページにありますような手順に従いまして、法違反委託者等の解明を進め、責任追及を徹底して行っているというものでございます。

以上、報告を終わります。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいま資料２に基づきまして排出事業者責任追及について事務局からご説明ございましたが、これについて何かご意見、あるいはご質問ございますでしょうか。

それでは、ちょっと私からお聞きしたいと思いますが、全体で今把握しているところでは１万７００社ですか、あるわけで、そのうち４社について措置命令がか

けられたわけですが、今後その他の排出事業者についてもやはり措置命令をお考えなのでしょうか。

○滝川対策監 今ご指摘いただきましたように、トータルで今関連している排出事業者は1万700ということで、今回4社と申しますのは、そのうちの早期に解明したと申しますか、データがありました2,600社分について詳しい調査をしたうち、これまでこういった重大な違反による明確な違反業者と申しますか、排出者というのが4社ということで、引き続き残りの約8,000社について、両県連携して一生懸命具体的なその違反事由等のチェックを行っているという最中ございまして、それからまだ一部2,600についてもさらにほかの材料等を使いながら調査を進めているということで、まだ今後こういった違反業者は出てくるものと考えてございます。

○南委員長 それでは、その調査済みの2,600社についても、4社だけに限らずほかも進められるということですね。

○滝川対策監 はい、そのとおりでございます。

○南委員長 これは、ちょっと私にもよくわからないのでお聞きしたいのですが、措置命令は廃棄物の撤去命令ですよね。撤去命令なのですが、果たして撤去命令をかけてそれに従って履行する可能性があるのかどうか、もし履行しない場合の措置というのはやっぱりお考えなのでしょうか。

○滝川対策監 現在までのところ、この4社につきましては、4社それぞれ命令に従ってきちんと期限まで履行したいということは表明しておりまして、これは引き続き適正に行うよう指導していくということでございます。万一その後命令をかけても履行しないということになれば、一つは県が代執行してその費用分を求償すると、求めるというやり方、あるいは場合によっては刑事告発ということも考えられるということでございます。

○南委員長 履行しない場合には県がかわって代執行をする、または刑事告発と、お考えだということですね。私考えているのですけれども、そういう廃棄物の撤去というのではなくて、例えば撤去費用の支払い命令と申しますか、そういう措置命令というのはかけられないのですか。

○長葭次長 お答えいたします。

現在は、まず撤去させるというところに重点を置いておりますので、今課長の

方から申しましたとおり、2,600の残りについても今精査しております、できるだけ早く措置命令をかけながら撤去させていくと。ある時期が参りましたら、当然先生がおっしゃったように代執行ということになりますので、代執行に入りますと撤去命令というような措置命令は出てまいりませんで、その場合には費用の弁償命令というふうに移ってまいります。

○南委員長 代執行をして、その費用の強制徴収をするという形なのですけれども、代執行をする前にその費用の請求をします。措置命令という形をとれないかもわかりませんが、生活環境保全上支障のあるものを除去するための費用が必要になりますから、その費用を請求するというような道はとれないものでしょうか。

○長葭次長 廃棄物処理法の中には、措置命令というのは撤去させることを命ずるというふうになっておりまして、事を行うというような、そういう命令の形態になっておりますので、いきなり費用の負担を求めるといのは、先生おっしゃったように道義的とか、いろいろ違法性はあるかもしれませんが、法的な面からいいますとやはりまず撤去をさせるということが法律にはあるということでございました。

○南委員長 ひとつそういうふうな代執行をしないで、その費用をまず先に請求するというような方法がないかどうかも含めてひとつご検討いただく、確かにおっしゃるとおり、現行の廃掃法にはないと思います。

○粕谷委員 環境省の立場から今の委員長のご質問、ご説明申し上げたいと思いますが、一つはあらかじめ幾ら幾ら払えという命令を出すためには、事業が確定していなければいけないわけですが、今の段階で幾ら払えという命令は多分出せる状態ではないということが一つありますし、もう一つは例えば100万円を払えという命令が来たときに、私が命令を受ける立場の、私が自分でやったら80万でできるかもしれないのに100万円払えという命令というのは、多分受け入れられないというようなことにもなりかねませんので、やはりまずその撤去ということで命令をして、その後工法的に難しいとか、あるいはどこからとっていったいいのかわからないとか、いろんなそういう話が出たときに、その措置命令を履行するかわりにほかの手段がないかということのを被命令者が申し出るなりなんなり、ということで県の方と調整がされていくというのが多分普通の流れになるのではないかなと思っています。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは次に、議題（２）の検討事項に入ります。初めに、資料３によりまして、技術部会報告内容につきまして部会長よりご説明お願いいたします。

○古市部会長 技術部会の部会長の古市でございます。古市の方から簡単に資料３に基づきまして説明させていただきます。

前回の第５回の技術部会のときに細部申し上げましたけれども、今まで５回審議してきた内容について皆様の意見をいただいて、５回でし切れなかった内容につきましてご意見をいただくと。それをいただいたものについて、事務局と私でまとめさせていただくと。そのまとめの案を各委員の、技術部会の委員の先生方に持ち回りいたしまして、それでまた意見の追加をいただきますと。それを踏まえまして、事務局と私の方でまとめさせていただくと。最後は、どうしてもある意味で確定せざるを得ないというところが出てきますので、それにつきましては技術部会長に一任するというふうにさせていただいてございます。これにつきましては、第５回の技術部会の議事録に明記されてございますので、皆さんお読みいただいているものと思います。

それで、皆様の資料の中には正誤表というのがございますけれども、正誤表というのは、これは初めて私これ、これ開始する２０分ぐらい前でしょうか、いただきまして、前私が最終的に示したものと違うものが出ているので、ちょっと私正直言って当惑してございます。

○古市部会長 行っていないの、ああ、そうですか。その辺を少しちょっと事前に説明していただかないと、これは合同委員会ですから、合同委員会でだれが資料を持っていて、持っていない人と持っている人があれば、これ困りますよね。そういう意味で、初めて私見ますので、もとのもので議論したい、私説明させていただきます。違う部分については、正誤表見ていただいたら、むしろ皆さんに渡していただいた方がよくわかると思うのです。どこが違っているかということです。その上でご判断いただければというふうに私は思っております。この辺余り私情を挟まず申し上げたいと思うのですけれども、正誤表というのは正しいと誤っているということですので、ミスプリントとかということでしたらすぐわかりますけれども、見解の相違を正誤というふうにするというのは、ちょっと私自身は解せかねるのですけれども、余り前置きが多いと貴重な議論の時間が割かれてしまいま

すので、早速ですが、中身についてご説明申し上げたいと思います。

1 ページ開いていただきますと目次がございます。これは、6 章構成になってございます。緒言と結語を除きまして、最初に現場の状況、それから次、3 章は原状回復の基本方針、それから4 章が技術部会開催経緯です。それから、今までのヒストリーの説明。5 章がこれの本体でございまして、5 回検討している内容につきましてまとめさせていただいています。5-1 が共通事項全般、両県で共通したこと、例えば有害廃棄物の考え方とか、除去に当たっての……除去というのは、これは撤去と現地浄化、この両方を除去という言葉を使ってございます。除去に当たっての基本的方針について、両県で合意された事項でございまして、5-2 が左側、つまり岩手県側の対策でございまして、5-3 が西側、つまり青森県側の対策でございまして、基本的にその内容の構成は合わせてございましてけれども、少し若干違う部分がございますけれども、それは本文のところでも説明させていただきます。そういうものを踏まえまして、5-4 で今後の環境モニタリングのあり方について検討をした内容をまとめてございます。

この内容は、当合同検討委員会からまとめるようにと言われたことなのですが、技術的視点に立って専門的観点からおまとめくださいというふうに南委員長の方から下命されてございましたので、それについて、その部分を重点的に議論させていただいております。ということで、本文に入りたい、全体がそういう構成でございまして。

2 ページをごらんいただけますでしょうか。若干ページ数がそういうことでずれるかもしれませんが、多分ずれない、この内容を見ているとずれることはないと思うので、私の提出したものについて、のっとなって説明させていただきます。ほぼ一緒です。ほぼ同じです。余り気にされることはないのですが、後でまた見ていただいたら。緒言は、これが去年の10月30日に当委員会の中に技術部会が設置されましたよということと、本部会は委員会の基本方針を踏まえ、現場の原状回復及び環境再生に係る調査並びに方策に関する技術的事項の評価を行うこととなつてございます。それから、これは、以下のところは現場の状況でございまして、これは第3回の、前回の合同委員会、2月8日開催されましたが、そのときに中間報告の提出をいたしまして、技術部会として5回のうち3回終わりました、その内容をまとめたもの、その中の最初に、現場の状況と、

これ同じことを書いてございますし、同じことを説明させていただいています。時間の関係でちょっと省略させていただきますが。少し異なりますのは、廃棄物の種類の中で、後ほど、最近医療系廃棄物が出てきたのです。それについてはやはり非常に重要ですので、これを対象に入れて、その除去のあり方について検討しましょうというふうになってございます。あとおおむね同じでございます。

では、3ページにまいりたいと思います。3ページが原状回復の基本方針、これは技術部会としての中間報告をしたもの及び第3回、前回の合同検討委員会で出てきた資料5とか、そこで議論していただいたことを踏まえて、もう一度親委員会としての合同検討委員会の方針というものをまとめて、それを三つの方針として取りまとめさせていただいたものでございます。という意味で、これは前回の合同検討委員会で既に説明され、また了解された事項でございます。括弧の中、ちょっと最初の方針1の部分でございますけれども、このとき原状回復及び環境再生というふうに目的なっておりますが、環境再生の形態については合同検討委員会、この親委員会で検討するので、原状回復について議論しなさいということになっていました。それで、ここなのですけれども、原状回復とは生活環境の保全上支障のある廃棄物及び汚染土壌等は除去すること……これ日本語おかしくないかな……「を」ですね、間違っているから、「を」ですよ。失礼いたしました。汚染土壌等を除去することというふうに修正いただきたいと思います。それで、除去とは、先ほども申し上げましたけれども、除去、ここに四角の下に書いてございますが、除去及び現地浄化をいうということでございます。

この有害廃棄物の基準や除去手法については、技術部会で検討してくださいということになってございましたので、方針2として特別管理産業廃棄物相当廃棄物を（以下特管相当廃棄物という）除く有害廃棄物等の基準については、現場の不法投棄廃棄物の特性（種類、量、有害性、投棄形態等）の分析評価を踏まえ、技術部会における考え方を集約するというところでございます。特管相当廃棄物というのは、これ相当というのは法律上正確には特管物ではなく、それに相当させると。その中の特定有害産業廃棄物の汚泥の基準項目にあわせると、そういう意味でございます。ということその方針2ということが、有害廃棄物の基準については技術部会で検討してくださいということになっておりました。

最後の方針3でございますけれども、これにつきましては、これはあとそのの

方向づけなのですが、現場の西側と東側では投棄された廃棄物の種類、量、有害性、投棄形態等は異なることから、それぞれの特性に応じた最も効果的な対策を講ずることとし、原状回復のために除去すべき廃棄物や対策方法については、技術部会の検討及び合同検討委員会の提言を踏まえて、両県がそれぞれの状況に応じて決定するというふうになってございます。ですから、技術部会でももちろんのことですけれども、技術部会が出したものがそのまま通るということではなしに、そういうものを考慮して、最終的には両県の責任のもとで決定していただくというふうにここで決められているわけでございます。この辺が検討するに当たっての原状回復の基本方針でございます。

ということで、次、4、技術部会の開催経緯でございますけれども、これ第1回、3ページから5ページの真ん中辺まで経緯を書いております。3回までは前回中間報告をしてございますので、4回以下を少しちょっと補足しますと、第4回は3月11日、2月の合同検討委員会を踏まえまして3月です。盛岡で開催いたしました。報告事項としては、ずっと技術部会ではやっておりました、その現地調査、両県の成果のデータベース化を図ったということです。その報告。

それから、3回にも出ていたのですけれども、不法投棄地域の既存の航空写真がございましたので、それを場合によったらうまく角度を変えてやるとその高低差が出てくるので、現場の状況、汚染の進行状況がよくわかるということで、この辺を調査していただいたと。それと、長期的な対策ももちろん重要なのですけれども、今すぐ汚染、もう時間との戦いとありますように、応急対策についても何らかの検討しないといけないということをこの部分についてのそれぞれの対策についてご説明いただきました。検討事項としましては、除去の計画、基本方針について、東西それぞれについて説明していただきました。主に東側は、土壌、水質分析結果等のご報告、それからシミュレーションをやられておりますので、汚染拡散のシミュレーションの中間報告等についてです。それと除去の方針です。それから、西側につきましては、原状回復の汚染の見積もり量、廃棄物量の見積もりだとか、それを踏まえての撤去計画、それから汚染拡散防止壁についての計画案が示されてございました。それと浸出水の処理施設計画です。処理プロセスについてご討議いただきました。ここで今後のそれを踏まえた上での長期的な視点に立ったモニタリング計画についてのたたき台が、議案が出された。

そういうものを踏まえまして、第5回を4月20日に青森市内で開催させていただきました。このときは、報告事項としては、最終回ですので、できるだけ検討事項をとということで、報告事項は東側の、どのぐらいの降水量があるか、降水の確率の考え方について説明していただきました。検討事項ですが、これも西と東に分かれてやってございまして、このとき初めて西側の除去計画についてということで、除去方針、これ三つの代替案が示されました。これ後で本文でご説明します。これらについて代替案を今検討しているという、検討したいということで

二つ目が、汚染拡散防止対策として、防止壁の種類とか適用可能性みたいなことも議論いたしました。それから、水処理施設の処理プロセスです。それらについて、高度処理も含めてそれが十分かどうかというような議論をいただきました。それから、除去計画について。これは、今後4年間応急対策して、防止壁をつくる、処理施設をつくる、水処理施設、それから防止壁等を4年間かけてやって、その後本格的な除去にいくというようなスケジュールを示していただきました。それらについて検討したということです。それから、東側の方なのですが、これは4回のおきに出了た質問についての回答を少し示していただいて、前回シミュレーションが中間段階でありましたので、その辺についてさらに進んだ状況についてその現状把握、またはその対策につなげるためのシミュレーションの計算結果、それに基づいていろいろその適用可能性とかについて、技術的な観点からいろいろご意見をいただきました。それとモニタリング計画、4回、5回続けてやりまして、この辺の結果につきましてはきょうの報告書にまとめてございます。

以上のような議論を踏まえて、5章、検討内容について具体的にまとめてございます。ただ、いろいろご議論いただいたことの技術的な詳細につきましては、全部これに書き込むことは不可能ですので、大きな方針、大きな基本的な考え方についてまとめてございます。まず、共通事項として、有害廃棄物の考え方。これは、有害廃棄物の考え方は次のとおりであるというふうにしていますけれども、これなぜ除去すべきが抜けているかというのは、これは有害廃棄物は除去すべきであるという、これ当たり前のことがどこにも書かれていませんので、これは書いておいた方がいいのではないかなということで書いてございます。逆に除去す

べきものは有害廃棄物であるという、逆は別に言っているわけではないです。だから、生活環境の支障になるものは除去すべきである、その中の大きな集合の中に、部分集合としてその中に有害廃棄物があるわけです。だから、有害廃棄物は今基準を決めているものについては除去すべきであると、そういう当たり前のことを書いただけの話でございます。

その定義をちょっと、定義といいますか、説明を読ませていただきますと、有害廃棄物は基本的には土壌環境基準(環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法の規定による基準)を超える廃棄物等とする。なお、なお書きがございます、有害廃棄物以外で生活環境上の支障の可能性のある廃棄物等については、合同検討委員会の意見等を踏まえ、各県においてそれぞれ検討するという事になっていきます。ここでその廃棄物等というのは、廃棄物だけではなく、廃棄物によって汚染された土壌も含むようです。それを廃棄物等ということになってございます。ですから、今最初に申し上げた有害廃棄物等、生活環境保全上の支障の可能性のある廃棄物というものの位置関係というのはわかっていただけますでしょうか。有害廃棄物があって、その上位の大きなくくりとして、生活環境に支障があるということでございます。その上の上位のものとして環境再生、そういう概念がございます。

もう一つ、混乱させて恐縮なのですが、ちょっとあれなのですが、原状回復ということと、生活環境保全上の支障を来すものを除去するというのは、ここでは多分余りぎっちり定義をしたわけではないのですが、ほぼ等しいものとして議論させていただいております。これ以上は申し上げませんが、そういう位置関係があるということ踏まえてこれお聞きいただいたら、よく理解していただけるのではないかとこのように思います。

2番目の除去に当たっての基本的方針、1)、実施計画の配慮事項でございますが、この辺は基本的な考え方ですので、少しちょっと述べさせていただきますと、ちょっと読ませていただきますと、一つの不法投棄現場としては全国最大規模であるとともに、主に首都圏から持ち込まれた多様な廃棄物が投棄され、これまでに両県によりそれぞれのエリアの廃棄物量が推定されているが、現時点では汚染土壌量が推定されていないため、将来的には除去対象量は多くなることが確実であることから、除去作業の効率に影響を及ぼす処理施設的能力や処理対象廃

棄物等の種類などについて留意する必要があると。また、廃棄物等の除去に当たっては、撤去及び原位置浄化による環境汚染への配慮、撤去時における降雨等による汚染拡散の防止など、実施計画において十分に配慮する必要があるというふうに基本方針を述べてございます。

除去の優先順位なのですけれども、ちょっと読ませていただきますと、地域住民の不安を考慮すると、特管相当廃棄物等の撤去やVOC汚染土壌の汚染の除去については、優先的に、かつできるだけ早期に実施すべきであり、特にダイオキシン類は降雨等により浸透した地下水により移動する上、撤去作業により拡散することから、環境基準以上のダイオキシン類を含むエリアの除去の優先度は高い。なお、有害廃棄物以外の廃物であっても、医療系廃棄物等については撤去を検討する必要があると、ここらの分は医療系廃棄物が発見されておりますので、これらにつきましては特管物とされる可能性もございますので、これはもう優先的に撤去しましょうよということでございます。現場の原状回復を進めるに当たっては、今後のさらなる調査、実施可能性試験等を踏まえ、状況に応じた最も効果的な対策を選択する必要があるというふうにまとめてございます。

汚染拡散防止対策の次、必要性なのですけれども、これも当たり前なのですが、原状回復の目標として土壌及び地下水環境基準の達成とすべきであるが、短期的な撤去や浄化対策のみでは、その達成が困難な場合も想定されるので、これは多分長期的にはという視点なのですけれども、適切なモニタリングとあわせて周辺環境の汚染拡散防止に十分に配慮し、必要な汚染拡散防止阻止を講じる必要があるというふうに対策の必要性をまとめてございます。

次は、適切なモニタリングの実施。これちょっと読ませていただきますと、周辺環境への影響を継続的に監視するモニタリングについては、健康被害防止の視点から人の生活域近傍のほか、影響が想定される場所、対策を検討する上で効果的な箇所等、適切な地点を選定の上実施する必要がある。ということは、こういう方針、対策なり計画なりは、つくりっ放しではだめですよ。それ実施されたときに、しっかりその効果とかを評価しながら、見直すものは見直していきましょうと。そういうモニタリング計画の考え方を述べたものでございます。また、モニタリングについては、東西両地域と緊密な連携を図りながら実施するとともに、計画立案、成果については随時公開するなど、特に地域住民等との信頼関係

の構築を図ることが重要であるというふうにまとめさせていただいてございます。

それから、最後、専門家の指導等の重要性。除去事業の実施については、具体の除去計画の内容、モニタリング計画の策定やモニタリング計画の評価等、専門家の指導を得ながら進めていくことが重要であるということで、かなり実施計画等になってきますと専門的な内容になってきますので、その辺はいわゆるこの技術の専門家と相談しながら進めた方がよかろうということでございます。

次、ちょっと時間が多分もう20分ちょっと過ぎていますがけれども、若干先ほど質問がなかったのでこれにきょうの議論、これどういたしましょうか、もう少しお時間いただけますでしょうか、先生。

○南委員長 はい。

○古市部会長 よろしいですか。ありがとうございます。

5-2、東側エリアの対策としまして、除去方針です。これは、四角の中を読ませていただきますと、東側エリアの地域特性にかんがみ、有害廃棄物を早期に除去する必要がある。これ当たり前のことでございますが。除去を実施する際は、地下水等による汚染拡散を防止するため、状況に応じて汚染拡散防止措置を講ずる必要があるということです。それから、汚染拡散防止対策、これ緊急的なものと長期的なものに分けて議論してございます。緊急的なものとしまして、囲いの中読ませていただきますと、雨水の地下浸透を防止し、地下水の涵養を低下させることから、キャッピングは汚染拡散を防ぐ緊急的な対策として有効である。なお、雨水の排除に必要な排水溝、貯水施設等の設計に当たっては、仮設的な施設における岩手県の一般的な設計基準をもとに、5年確率による降雨強度を採用する計画としているが、余裕を持った容量が望ましいことから、今後の具体的な設計段階においてさらに検討することが望ましいという、この辺のところは第5回に報告していただいた議論を反映している部分でございます。

長期的な部分でございますけれども、これはまた囲いの中読ませていただきますと、東側（岩手県）の計画においては地域住民の強い要望も踏まえ、この辺が廃棄物の撤去を優先としていると、これ私は有害廃棄物の除去を最優先としているというふうにここに書いてありますが、これ大きな合同検討委員会で議論する部分ではなくて、技術部会の中の有害廃棄物の除去という議論で限定して議論さ

せていただいていると思っていましたので、これは私の部分ですと有害廃棄物の除去を最優先としているというふうに直させていただいています。これはもう技術部会の委員の先生方には対照表を見ていただいたらわかるのですが、これも後で、済みません、岩手県、これ正誤表……正誤表というのはちょっと余り好きではないですけども、委員の先生方皆さん配っていただけますか。今できたら配っていただいた方がいいと思うのですけれども、違いが明確になりますから。

しかし、廃棄物の除去等による土壌攪乱の影響や長期的な視点（土壌汚染の場合、その環境基準の達成に相当の時間と費用を要するケースが多く見られる）から考慮すると、難分解性のこれら有害物質が周辺へ拡散するおそれは否定できないということです。このことから、有害廃棄物を優先的に撤去することは最も効果的な汚染拡散防止対策の一つではあるが、ここを私「長期的」と入れてますが、長期的な汚染拡散防止措置を講じた上で撤去または浄化を行うことも考慮されるべきであるということで、これは場合によったら汚染拡散防止的な措置ですね、壁でもよろしいのですが、そういうものをした上で、少し時間的余裕を持って徹底的に撤去または浄化を行われたことも考えられますよというような、そういうような意味合いで使ってください。

二つ目の丸、以上のように今後の具体的な原状回復対策の検討においては、高濃度汚染地区等の地下水調査や周辺湧水、あるいは沢水等について綿密な調査を行い、専門家の指導も得ながら、長期的な汚染拡散防止壁の設置も含めて適切な汚染拡散防止措置を検討する必要がある。また、ここがもう仮設的というのと長期的視点というのがちょっと分かれてはいますが、また長期的視点に立って汚染拡散防止壁を設置した上で作業を行う場合にあっては、地形条件等を考慮し、技術的実行可能性を検討した上で適切にモニタリングしながら、汚染拡散防止措置の効果を継続的に検討することが必要であるというふうにさせていただきます。この辺のモニタリングの考え方は、また後ほど出てまいりますので、またそのときに申し上げます。

次、シミュレーション。シミュレーションは、四角の中読ませていただきますと、地下水流動及び汚染物質移動についてシミュレーション結果と実際の観測結果の傾向を合わせる事が重要であり、さらに精度を高めて実施することが必要である。この現場を対象としたシミュレーションは、汚染源の位置、深度、汚染

物質の特定、地下水流動や汚染物質移動の解析に必要なパラメーターが多く、現地調査など踏まえたパラメーターの設定が困難なため、汚染拡散防止対策等の根拠資料とするのではなく、参考程度と認識することが必要である。このとき地下水の流れは、それから汚染物質がどう広がっているかということのシミュレーションなのですけれども、委員の方々の方からもこんな複雑な地形のところでシミュレーションしているのは、多分世界でも例がないだろうというふうなご意見もあったぐらい、非常にシミュレーションの数量モデルをつくることは簡単なのですけれども、そのパラメーター、係数みたいなものが物理的、今述べたような、要するに条件を満たしながら決めていくのは非常に難しいと。だから、実際の精度に合わせるには、もう少し工夫が要るのではなかろうかというご意見をいただきましたので、このようになってございます。

以上で次の四角の中なのですが、現場を構成する周辺のさまざまな物性や分布の把握は困難な現状では、今回のシミュレーション結果は参考資料として理解すべきであるというふうにまとめてございます。

次、西側エリアの対策についてご説明申し上げます。1、除去方針、これらにつきましては青森県から、これ第5回の技術部会の際にケース1、全量撤去、ケース2、部分撤去、ケース3、部分撤去でケース2にプラスアルファがされたものというふうに提示されてございます。ここに説明してありますから、それをこのスタンスのときの西側の説明では、調査を進めながらそれを精度を上げながら実行可能かつ効果的な対策を検討していきますというようなご説明だったかと思えます。四角の中読ませていただきますと、除去方法については、選択肢の幅を広げ、代替案をとということです、実施可能かつ効果的な対策を選択する必要があります。二つ目の丸は、汚染拡散防止壁により浸出水を外部に出さない対策及びキャッピングにより浸出水を防止する対策を講じた上で浸出水を水処理施設で安全に処理するという事です。

それから、次のページ、9ページに移りますが、つまりまずは周辺への汚染拡散を防止し、それによって生じる対策検討の時間的余裕を有効に活用することが重要であると、こういうことでございます。

次、汚染拡散防止対策の方でございますけれども、これにつきましてははるるそこに説明、前書きございますが、時間の関係で四角の中を読ませていただきます

と、緊急的対策と長期に分かれています。現在地表にたまっている汚染水は、仮設浄水プラント等で処理し、キャッピングにより雨水と汚染物質との接触を防ぐ必要がある。次、キャッピングにより分離して排水する。雨水についても水質をチェックしてから放流する必要があるということです。雨水であっても安全のためにチェックしましょうということです。長期的なものにつきましては、汚染拡散防止壁による汚染拡散防止は、四角の中でございますが、汚染拡散防止壁の意義は、周辺への汚染拡散防止対策と今後の幅を持たせた対策検討の時間的余裕の確保が可能となることであるということです。先ほど時間的余裕が重要であるということにつながった部分でございます。汚染拡散防止壁の工法としては、経済性や高さ調整の観点から、現場での施工性が重要であるため、目的や岩盤までの深さを考慮して、状況に応じて選択するべきである。なお、岩盤との岩着面及び壁間の接合点の止水には十分な注意が必要であると、これも当然のことですが、重要なことですのでまとめてございます。

次のページの浸出水の処理施設でございますが、四角の中、排水基準を確実に満たすように、浸出水処理プロセスを設計すべきであり、さらに放流先の河川の水質への影響を考慮して、実測流量（季節変動を考慮）に基づく影響評価も必要である。次の丸、浸出水中のベンゼン等のVOCは、揮発性が強いいため、曝気処理により大気中へ放散されるVOCの処理を十分に考慮する必要がある。三つ目、処理フローは浸出水の水質に合わせた適切な処理ができる柔軟性のあるものとする必要がある。固定するのではなく、水質に応じてフレキシブルに考えていきましょうということです。最後、浸出水貯留地や水処理施設には、投棄対策を考慮する必要がある。もちろんこの地帯は豪雪地帯でございますので、冬の間の対策をしっかりと考えておきましょうということです。

それから、除去計画、これは全量撤去以外のケースの場合の計画としてというふうにざっと説明してございます。これは、前回説明させていただいておりますので、ちょっと省略いたします。第5回の技術部会の資料3-3を参照していただくということで。四角の中読ませさせていただきますと、特管相当廃棄物は現場での撤去作業において区別、分類が困難であるため、概念としての定義と実践する施工は分離して考える必要がある。したがって、施工に当たっては除去計画及び除去作業の基礎となり得る廃棄物の区分、性状等の詳細を調査し、実態を把握する

必要がある。ですから、そういう廃棄物の性状とか種類によって分けてやるということは、机上では言えますが、実際作業していくと、もうまざったものがごみ、廃棄物でございますので、その辺のところはしっかり実施計画を立てて、実態を把握する必要があるというようなことを注意を喚起しているわけでございます。

次のページにまいります。VOCの飛散による現場の作業環境への影響を考慮する必要がある。これは、撤去するとき、それによってまた害が、被害が生じたら何のことになるかわかりませんので、労働衛生、環境衛生の、そういう意味で作業環境への考慮が必要だということです。撤去作業における一時仮置き場として、旧中間処理場を使用する場合に……遮水溝というのこれちょっと統一しているのが汚染拡散防止壁の耐久性、安全性をチェックする必要があるということで、遮水溝は今言ったものに直してください。現場で廃棄物を除去するために有害性をチェックする場合、短時間で分析することは難しい。したがって、有害性のチェック方法について、その手順をシステム化する必要がある。さらに、長時間雨にさらされないために一時仮置き場に屋根の設置を検討することも必要である。この辺は委員の先生方でいろいろご議論いただいたことをまとめたものでございます。

最後、もう最後ですので、もう少しご辛抱いただきまして、5-4、環境モニタリングです。これは、今までのそれぞれのところで議論されたものを総括したものになっていますけれども、ちょっと四角の中読ませていただきますと、モニタリングは最も影響の想定される適切な箇所を選定するとともに、人が住んでいるところの近傍において実施すべきであり、汚染防止対策に結びつけられるよう配慮すべきである、これモニタリングが持っている条件として、当たり前のこと三つです。最も影響があるところ、感度が高いところ、人の健康に一番配慮した地点。それから、それが実際測られたとしても、対策に結びつけなければ余り効果がありませんので、そうなるような測り方をするということです。二つ目、モニタリングの項目、回数、箇所数は、一定の段階でその都度検討し、見直しの必要性を検討すべきである。ただし、除去終了後も代表地点での監視を継続すべきである。これは、事後モニタリングという視点です。これも重要なことでもありますので、述べております。

次、モニタリングは、汚染拡散防止壁を布設する場合は、これちょっとわかり

にくいかと思しますので、先ほど事務局からお配りいただきましたモニタリングの考え方というのがございますね。大きく上と下で汚染拡散防止壁を布設する場合と布設しない場合というのが図で示してございます。今とりあえず読みますと、布設する場合はその効果の確認の意味での実施となり、汚染拡散防止壁がない場合は周辺に汚染が拡散していないことの確認に加えて、対象地域が有害廃棄物の除去基準である土壤環境基準以下になっていることの確認が必要であるというふうに、ここの部分が正誤表の方には有害廃棄物の除去基準であるというのは抜いてあるかと思えますけれども、大きな意味合いはこの中の土壤環境基準以下であるということを述べています。

ちょっとこれどういう意味かと、図の方を見ていただけますでしょうか、よろしいでしょうか。上の方は、汚染拡散防止壁を、ぐるっと周りを囲んで、下が不透水層の岩です、岩盤。そこに岩着をするようにしっかり布設しまして、こうしてやることに…これ、もちろん防止壁が、リークがないことが前提でチェックする必要がありますのでけれども、そうすることによってこの中、要するに長期的視点で土壤環境基準満たすように中をしていくということです。これは、四角にも書いてありますが、モニタリングにより汚染拡散防止壁の効果を確認する。ですから、防止壁がある場合はリークしないということのチェックが一番重要である。中の汚染物質が環境基準以下になるように、これは少し余裕を持って検討できますよという、こういう方法論です。下の方は、防止壁がないということですので、その汚染している環境基準以上の有害物につきましては、環境基準以上のものについて撤去ないし除去しましてやるわけなのでありますが、その上にキャッピング、上も雨水が入って拡散をふやさないようにキャッピングはしています、することを考えます。しかし、蓋をしていることを確認するのですが、この場合は周辺に広がることは、防止壁がないからそれが無いということをチェックすることが必要なことと、それと撤去したのでありますが、それが本当に完全に撤去されているかどうか、ここのところのチェックが必要ということです。そういう意味で、上よりも2段階のチェックが必要であるというところが重要かと思えます。という、これも当たり前の、我々の技術部会の中では、技術者としては当たり前の認識でございます。

最後を申し上げますと、モニタリング終了時期については専門家の指導を得て、

適宜モニタリング結果による汚染拡散防止対策の効果を判断しながら検討すると。専門家が関与すべきであるということも申し上げます。

最後、結語を申し上げますと、最大の被害者である地元住民の方々の、生活環境上の不安を取り除き、一刻も早く安全、安心な生活の確保を図るため、文字どおり時間との戦いの中でほぼ毎月の部会開催となったと。この技術的成果を当不法投棄現場の原状回復を図ることに反映し、また新法ですね、特措法の施行におくれることなく、早急に原状回復事業に着手する必要がある。本報告書の作成にご協力いただいた両県事務局を初め、関係各位に対し厚く御礼を申し上げます、というふうにくくってございます。大事なことは、これは少し私の見解になるかもわかりませんが、余り細かい字句にこだわらず、大きなことを先に進めることの方が重要ではないでしょうかというふうに私は感想として、これ少し蛇足になるかもわかりませんが、感想として述べさせていただきます。

以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

この本合同検討委員会におきまして、現場の原状回復並びに環境再生に係るところの調査、方策について、技術的な視点からご検討をいただくということで、技術部会を設置いたしました。技術部会におかれましては、非常に限られた時間内に鋭意ご検討を進めていただいて、本日この報告書が提出されるに至ったわけでありまして、そのご苦勞に対しまして委員長といたしましても深く感謝する次第でございます。

なお、この報告につきまして今部会長よりさらに訂正ございます……これはどういたしましょう。

○古市部会長 この正誤表ですけれども、これにつきましては……音が割れていますね、皆さんにお配りいただいて、そういうふうに読みかえていただければいいのではないかと、これはこういうふうにちょっと誤解をされることをあえて申し上げますと、私の観点からいくと余り大した問題ではない。ですから、大事なことを早くやるということが重要だと思いますので、委員の先生方はこれを見ていただいたらよろしいのではないかなというふうに思います。

それと、さっき最後に申し上げましたけれども、特措法との関係で、それのつとるか、つとらないかというのは、これはまた国が判断されることでございます。

すので、余りそれに向けてわからないことを憶測で議論すべきではないのではないかなというふうに、ちょっと少し言い過ぎかもわかりませんが、言わせていただきました。

○南委員長 それでは、これが最終報告ということにさせていただきます。ただ、正誤表というのは部会長がおっしゃったように、これ誤りではございませんね。誤りの、誤字のところもございませけれども、ある程度意見の相違というところもありますので、この正誤表というのはやはり不相当だと私も考えます。しかし、基本的なことにはそう大して問題ではないという部会長のお考えもありますので、これをもって最終報告とさせていただきたいと思いますが、皆様これでよろしゅうございますか。何かご意見ございますか。

はい、どうぞ。

○鎌田参事 済みません、先ほど部会長の方から10ページのところで除去計画の、四角の丸の三つ目のところ、撤去作業における一時仮置き場として旧中間処理所を使用する場合は、遮水溝、これ汚染拡散防止壁に訂正していただきたいというご発言、説明であったかと思いますが……

○古市部会長 あっ、ごめんなさい、これ遮水シートだね。

○鎌田参事 ええ、このままで……

○古市部会長 ごめんなさい、これ意味が違います。下に敷いている最終処分場のシート等でありまして、遮水溝とした方が適当だと思います。ありがとうございました、訂正します。

○南委員長 それでは、今の部会報告を受けまして、両県において今後どのような取り組みをされていくのか、両県に簡単にお伺いしたいと思います。

まず、東側である岩手県としてどのような取り組みをされるのでしょうか。

○長葭室長 岩手県でございます。部会報告を受けました後の両県の取り組み方向ということで委員長さんからご指名がございましたので、ご説明を申し上げます。

技術部会報告書では、除去すべき有害廃棄物の範囲を示す考え方について、技術的な観点から最小限度の枠組みを示されたほか、除去事業の実施に当たって留意すべき汚染拡散の防止対策の考え方、モニタリング手法等についてまとめられておりまして、本県といたしましても原状回復に向けた具体的作業を展開する上

で、参考にしてまいりたいというふうを考えております。

その上で地域住民の健康被害の防止などによります安全、安心な生活の確保を第一にとらえまして、合同検討委員会提言、不法投棄者への措置命令内容、排出事業者への徹底的な責任追及、不法投棄防止施策等を総合的に勘案いたしまして、基本的には生活環境保全上の支障となるおそれのあるものについて、全量撤去を行っていく考えであります。この考え方は、これまで住民や県議会等に対し説明してきた内容と変わりはないものでございます。

いずれ本県では、当現場における汚染拡散防止を図る最大の手段は、汚染源の早期除去であると考えておりまして、掘削時等において汚染拡散の防止が必要と認められる場合には、汚染拡散防止措置を講ずることとしているものの、できるだけ早期の除去を目指すことが重要であると考えております。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、西側である青森県はいかがですか。

○鎌田参事 それでは、青森県の今後の方針についてご説明申し上げます。

本県では、これまでもいろいろとご説明してまいりましたけれども、これまでの合同検討委員会における検討内容を踏まえまして、最終的な方針を決定していきたいということにしております。第5回の技術部会で原状回復方針として提示したところでございます。これまで地元住民の方々、あるいは田子町の議会並びに県議会議員の皆様にも説明して、いろんな意見を伺ってきております。今後これらの意見をも参考にしながら、これから総合的に判断して、その方針を決めていきたいというぐあいに考えてございます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、今後両県におかれましては、この技術部会の本報告書をベースとしまして、県境の不法投棄事案における環境の浄化並びに原状回復の技術的な対策を早期に実施されまして、我が国の廃棄物処理の技術的対策のモデルとしまして、その法制化を十分に活用され、また住民のご意向を聞きながら進めていかれるよう、強く私からも期待する次第でございます。

それでは、次の議題の2、(2)の今後の方針について、に移ります。これは、今後の方針については、これは議長としましての私からのご提案がでございます。本日、技術部会からの最終報告を合同検討委員会においてご了承いただきまして、

環境の浄化、原状回復に向けた基本的な方向が確認をされました。第2に、新法、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が去る6月11日に成立いたしましたして、原状回復事業等に対する国の支援措置が確立されまして、不法投棄廃棄物の撤去等の道筋が見えてまいりました。第3に、両県におかれては行政対応に係る検証が行われまして、その結果が知事に対して答申または報告されました。第4に、排出事業者の責任追及についても着手されることになりました。第5に、今後両県は国が作成する基本方針を受けまして、それぞれ実施計画を作成し、県の環境審議会や関係市町村の意見を聞くとともに、環境大臣に協議し同意を得ることが必要となり、これによって制度に従った速やかな取り組みが求められるということになりました。このことによりまして、必要な情報の交換及び対応等の検討を目的として設置されました本委員会の任務は終了し、新たな段階を迎えることになったと私は理解しております。

したがいまして、一つの区切りの時期が来たわけでございますので、本委員会は今回をもって終了することにし、今後は両県ともそれぞれ具体的に事業を進めるに当たりまして、県別に新たな組織を設置して検討を行い、随時必要な事項について合同で開催するなどによりまして、地元住民の方々が納得できる原状回復を図ることが望ましいと考えております。

以上が今回をもって本委員会を終了したいということと、もう一つは新たな組織を設置していただきたいと、こういうふうなのが私の議長としての提案でございます。この提案に関しまして、皆様のご意見をお伺いしたいと思っておりますが、それに先立ちましてまず両県事務局のお考えをお伺いしたいと思っております。

まず、岩手県の方、お願いいたします。

○中村部長 ただいま委員長からご提案をいただきましたことにつきまして、岩手県の考え方を申し上げます。

まずもって、今日までいろいろな意見がございました。委員の方も多数ご参画されておられます。それぞれの方々から熱心なご討議をいただきましたことを、委員長のご配慮によりましてこのようにお取りまとめをいただきましたことにつきまして、本当に感謝を申し上げる次第でございます。

岩手県といたしましては、ただいま委員長からご提案がありましたように、本委員会の最終的なご報告を踏まえまして、今後の不法投棄現場の環境再生に向け

ての一連の作業をしたいというふうに考えてございますが、先ほど技術部会長からお話のありましたように、大局的見地に立ってこれを実施したいというふうに考えてございます。

すなわち首都圏を中心とする県外から不法に搬入された投棄物につきましては、有害であろうと無害であろうと基本的にこれを全量撤去する。岩手県の場合は、青森県と違いまして処分場の許可をしてございません、エリア内に。したがって、青森とは状況が違いまして、投棄されたものは害のあろうがなかろうが、全部不法投棄物でございます。これは、全量撤去すると、不法投棄を全部撤去すると、捨て得は許さないと、これを基本方針として対処したいというふうに考えてございます。したがって、一つは区分けを、不法投棄物の区分け、区分けは区分けとして、それはそれでございます。もう一つは、数十年、あるいは100年近くもつであらう長期的な遮水壁、これは現場の汚染拡散を防止するためのコンクリートといいますか、半恒久的な構造物だろうと思うのですけれども、その検討を技術部会からご提案をいただいております。今後の除去作業の進行に当たりましては、そういうことも場合によっては検討しなければならないと思うのですが、私どもの基本的な考え方は現場の廃棄物を基本的に全部撤去をいたしましてきれいにする。きれいにするによりまして、汚染のもとを断つというのが基本でございますので、その後に恒久的な工作物が数十年にわたって残るといようなことは、検討しろというご提案をいただきましたので検討はいたしますが、検討の優先順位としてはかなり下の方になるというふうになるかと思うものでございます。

次に、もう一つ、ご提案をいただきました新たな組織の設置でございますが、何分にも本県では初めのケース、全国的にも香川県の豊島に次ぐといいますか、豊島よりも量が多いのですけれども、大量の不法投棄廃棄物でございます。これを除去する、県は県の方針でやりますけれども、に当たりまして、いろいろ技術的で予測を超えたことが今後発生してくるやもしれません、あるいは発生してくる可能性の方が大きいのかもかもしれません。そのために、一つは現場の各種データ、これはいろいろな調査をして、データがありますが、これを情報公開をいたします。地域住民の方々など、関係者の合意形成を図りまして、安全かつ速やかな事業の展開を図ることを目的としたいというふうに思っております。このために、

この委員会は委員長のご提案どおり終結されるということでございますので、そういう今後の原状回復を図るために、これをチェックしていただくということで、新たな組織を設置をしたいというふうに考えてございます。新たな組織におきましては、原状回復に向けました対策事業の安全性やモニタリングの計画及びその結果などを評価するとともに、環境再生のあり方などについてもご検討をいただけるようなことを考えたいというふうに思っております。新しい組織のメンバーといたしましては、地域住民の代表の方々、それから地元の地方公共団体の方々、それから学識経験者の方々、それから県も入るといような形で組織をしたいというふうに考えてございまして、今後メンバーの検討をしてみたいというふうに考えてございます。

そのようなことで、今後ただいまの委員長のご提案をいただきまして、次のステップに進めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願いをしたいと思っております。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、青森県のお考えをどうぞ。

○前田部長 それでは、青森県からは、ただいま委員長からご提案いただきましたが、今後具体的な事業を進めていくに当たっては、新たな組織の設置により対応してまいりたいと思っております。

なお、新たな組織の具体的な内容につきましては、私どもこれから田子町等とも相談しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○南委員長 委員の方々のご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○中村（忠）委員 南委員長さんには1年間にわたって大変ご苦労さまでございました。

先ほど岩手県からの今後の処理方針等についての決意表明みたいなものをお聞きをしまして、そういうことであれば先ほどの文言修正の中で、廃棄物の撤去をあえて除去とするという、そういう文言修正の必要はないのではないか、こういうことを実は感じたわけでありまして。その撤去と除去との違いというものをこの報告書の中で技術部会長さんが述べられましたし、活字でもそのように報告されております。ですから、除去というものは撤去プラス現地処理、あるいは現地

浄化を含めた処理方法を除去というという解釈のようですが、それについて岩手県さんはどのように、ただいまの決意表明からおうかがいする限りでは、全量撤去をするという、こういうことで私どもは大変うらやましいといえますか、心強いというふうに感じたわけですがけれども、もしコメントいただけるのでしたらそこをお願いしたい、そのように思います。

○中村部長 全量撤去すると申し上げたのではなく、基本的に全量撤去をすると申し上げたものでございます。基本的にとというのはどういうところが違うかといいますと、現場の中に例えば鶏ふんというものがあります。鶏のふんでございます。大量に捨てられてございます。これがもし汚染をされておらないで無害であって、将来現場を再生するときに例えば植林等を行うようなことになった場合に、肥料としてあるいはそのまま有効に使えるのであれば、そういうものは撤去をしないで有効活用するということもあるかなということで、基本的にと申し上げました。

したがいまして、例えばこの今の技術部会のご報告によりますれば、有害廃棄物というものは土壤環境基準を上回るものという定義をされてございまして、それを有害廃棄物は撤去すべきだというような、あるいは現地浄化というのですか、いわゆる除去すべきだというようなことになっているようでございますが、土壤環境基準といいますのは、基本的に土壤の環境でございまして、例えばドラム缶に入った硫酸が現場に捨てられているということになりますと、土壤環境基準を当てはめますと中の物であります硫酸とかそういうのは土壤環境基準を例えば超えると思います。それが地下にまかって漏れて土壤が汚染されれば、それも汚染された土壤と。でも、空になったドラム缶そのものは、鉄ですので、これは土壤環境基準には当てはまらないのかもしれませんが。そういうような場合であっても全部撤去すると、不法に持ち込まれたものは全部撤去するのだと。たとえ土壤環境基準にドラム缶は鉄だからあたっていないというようなことになりましたとしても、不法投棄廃棄物は岩手県は全部撤去するのです。そういうことで、基本的なというのは現場の再生のために有効に活用できて、しかも無害のもので、かえって肥料になるようなものがあれば、それは活用することもあり得ると、そういう意味で基本的にと申し上げたわけですが、除去と撤去の違いと、ちょっと話が横道にそれましたが、除去と撤去の違いということでご説明をいただきましたが、これは技術部会のご報告を、レポートを拝見いたしますと、両県共通

ということなわけでごさいますて、撤去または現地浄化というものを括弧、くくって、除去という言葉をお使いになっているようでございますので、青森県さんの方針もあろうかと存じます。私は、これで岩手県は岩手県で、今申し上げましたような形で今後対応していきたいというふうに考えているものでございます。

○中村(忠)委員 これについて、青森県側のコメントがあれば、この場でお聞きをしたい、そのように思います。

○鎌田参事 本県の方からは、先ほど申し上げたように、方針をいろいろな方面から意見をいただいて、そして最終的に判断していくということでございますので、それを今この場でどういこうという話は今ちょっと控えたいと思いますので、いろいろとこれからいろんな意見をいただいて、総合的に判断していくということでございます。

○中村(忠)委員 それでは、この報告書の中で、不法投棄量といいますか、汚染されている総量が確定をされていないという、そのような意味の表現がございましたが、それは投棄をされた量プラス汚染土壌が加わるのだと、こういうことで整理になったようでありますけれども、そういうことについて青森県側が汚染されている物質が33万、撤去すべきものが33万、あるいは42万というふうに手前どもに説明をしているわけですが、そのことと汚染された土壌が加わるということ、このことはどのように青森県側が考えていらっしゃるでしょうか。

○鎌田参事 本県は、基本的にこの報告書にありますように土壌環境基準を超えるものということについては、あそこの現場を最終的には、住民説明会でも申し上げましたけれども、土壌環境基準以下にすると、あそこの現場を。ということを目標としてこれからいろんな作業を進めていきたいということでございます。

○中村(忠)委員 そうなりますと、掘ってみなければわからないという表現で中身を言っている現実がありますので、加えてお聞きしますが、総量といいますか、撤去すべき総量がふえると、そういうことで考えていいわけですか。

○鎌田参事 67万あるいは33万、42万、いろんな数字出していますけれども、現時点で12年から14年までの調査の結果としての現時点での数字でございます。したがって、その数字がふえる、あるいは減るというプラス・マイナスはあろうかと思えます。

○中村（忠）委員 そうしますと、私どもが当初からその要望、あるいは意見として申し上げてきた全量撤去ということについて、これ以上は私どもの意見に歩み寄る余地はないという、そういう理解でいいのですか。この部分に対立点として残るといって、そういう整理でいいのでしょうか。

○鎌田参事 今そういう意味で三つのケース、全量撤去、部分撤去、プラスアルファということで今いろんなところから意見を伺っているわけです。別に我々は対立しているとか、そういうつもりはございませんし、いろんな人から意見を伺って、それを参考にしながら総合的に判断するというところでございますので、今意見をいろんなところからちょうだいしているということでございます。

○南委員長 今中村委員からのご意見がございましたが、そういうふうなものを含めまして、今後両県におきまして新たに地域住民、学識経験者、それから地元公共団体及び県で構成する組織というものを設置していただいて、その中で具体の議論をしていただくことにすると。同時に、両県において緊密に情報交換なり、あるいは必要に応じて合同でそういうふうな委員会を開催するなどして、そういう方向でぜひひとつお考えをいただきたいというふうに思います。

それでは、時間の関係もございますので、その他に入りまして、事務局で何か用意……どうぞ。

○粕谷委員 簡単に終わります。

産廃特措法、おかげさまで6月18日に公布されまして、即日施行されましたが、同じく補助率に関する政令もその日に公布、施行されています。特措法の関係では、あと基本方針を環境大臣が示すことになっています。夏までにはどうか夏ごろには示したいと考えておりますけれども、既に今年12日に全国の廃棄物担当の課長会議を開催したときに、我々として現段階でこういうことを基本方針の中に盛り込みたいということは公表いたしました。したがって、実施計画についても並行してもう既に作業ができる段階ではないかと思っておりますが、何となくその基本方針が出ないと全体の作業が進まないというような雰囲気が見られるというのは非常に残念でございます。今申し上げましたように、実施計画策定に向けての準備というのは、もうできるわけですし、当然事前の相談であれば幾らでもできると思います。

それから、実施計画の中に書いていただく行政責任の検証についても、両県の

外部の評価委員会の報告なり答申を受けて、県の当局としてどうするかというところの部分の検討というのは幾らでもできるはずだし、それを早くやっていただきたいと思っています。それに、何よりの不法投棄の発覚以来既に相当の期間が経過しているわけです。いろんな調査が大変だったということはわかりますけれども、原状回復の関係でもやれることあったはずではないのかと思っています。

少なくとも、従来3分の1の国庫補助制度というのあったわけでございますし、ほかの県ではその制度で懸命に努力してきたところもあるわけです。今でも緊急にやる部分については、この3分の1の補助制度をとりあえず使ってということだってできるはずですので、出来るところから早くやるという姿勢をやっぱり貫いてほしいと思います。

それから、原状回復の方法について、基本方針の中では廃棄物の種類ですとか現地の状況に応じて最も合理的な方法を選択するというような趣旨のことを書こうと思っています。この現場において、何が最も合理性があるのか、それは国の立場でまたきちんと審査させていただくつもりでございます。両県がさまざまな方のご意見を聞かれて最終的に選択される方法と、全国的な立場から見て支援の限度をどうするかという話は、必ずしも一致するとは限らないと思ってございます。必要性と合理性、それから費用対効果というものについて、我々きちんと話をこれからお聞かせいただきたいと考えているところでございます。

○南委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○小原委員 二戸市でございますが、先生方には本当にご苦労さまでございました。こういう方針が出されまして、合同委員会これで終わりということのようでございますが、やっぱり両県別々でやるのだなという思いを今しているところであります。それは、捨てられている状況とか量とか質が違えば、それなりの方法が違うのもやむを得ないことだろうと思いますが、両県別々に新しい組織をつくられまして、県境といっても概念上の線で、地続きでございますので、相互に影響は必ずあるはずでございますので、ぜひその両県別々な計画が、処理計画が出され、そしてそれをチェックするための組織が別々にできるわけではありますが、先ほど南委員長先生もおっしゃいましたように、名前は何でもいいのですが、合同で専門の先生方も地元も私どもも入った中で、これと同じようになるかどうかわかりま

せんが、ぜひそういう場をつくっていただいて、私どもも例えば青森側が、今岩手県でございますので、青森側がどのような計画で進めようとしているかということを知っておきたいですし、そのことについて場合によってはいろんなお願いもできるようにしていただきたい。そのことを両県にぜひともお願いをしておきたいと、そのように思います。先生方には大変お世話になりまして、ありがとうございました。

○南委員長 それでは、粕谷委員、また小原委員のご意見、あるいはご要望というのもひとつ踏まえて、よろしくご検討いただきたいと思います。

それでは、中村委員、どうぞ。

○中村(隆)委員 田子町の町長でございますが、大変長い間のこのような調査なりいろいろのご提言なり、大変ありがたく感じております。そういうふうにして今日まで一生懸命このようなことをなされました諸先生方に、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。そのような調査の過程に、いつもその底辺を流れておったのは何かといいますと、やっぱり地元の住民の安全、安心というものがまず第一であろうというふうな観点から、こうして進められてきたことを大変ありがたく感じております。

そういう中で、私どもは最初からの一つの基本線というのは、何といたっても全量撤去、原状回復ということで望んでまいりましたし、今もその基本的な考え方というのは何ら変わってはおりません。ただ、そういう中で今回……今回といいましてもある程度よほど以前からでございましたが、町の中から現地処理を考えたらどうなのかなという意見が出てまいりました。かなりのそのような声が高まってまいりましたので、去る25日に町の一つの意見修正というものをなしていきたいものだなと、そういうことで関係団体それぞれの代表の方々、さらには一般の住民までも呼びかけまして、そのような会合を開いてまいりました。その集約される意見というのは、そう簡単には出てまいりません。現地処理をやった方がいいのではないのかなという意見もあれば、そのような熔融炉なるものとか、高熱処理をするような施設なものか、いかなるものせよそこには何らかのまた残れるものが生まれてくるのではないのかな、そのようなものがまた町民の恐れるようになるということ大変ではないのか、という意見も出てまいりました。

そういう中で、何とかとして町の本当に求めるものは何か、そういう声をまと

めたいものだなというつもりで、今もこれからも機会をとらえながらそのような方向で進めてまいりたい、そう考えておりますが、そういう中でこうしてこの専門部会なり、合同委員会が幕を閉じるというふうなことをお聞きをいたしました。これまで現状というものを、把握をしながら一生懸命やられた先生方から、そのような考え方が出ていった場合に、果たしていかがなものかな、そのようなご意見を賜れる機会があればなど、今こうしてこのような意見が出てきたこと大変遅かったなど、そう考えております。

機会を得ながら、一生懸命そのような事柄になるのかならないのか、それはわかりません。基本的な考え方には変わりはありませんが、その手法の一つとしてのそのような意見というのが出されてまいりました。それは何か、産廃処理の国のモデル事業として、今までの負の一つの遺産というものを、プラスに変えていく方向で考えた方がいいのではないのか、そのためには特に国の機関であります産廃に対する研究所のようなものも併設をしてもらえればなど、いろいろの意見というのが出てまいりました。これからも私どもも勉強しなければならないわけですが、専門的なものは一向にわかりません。本当にそこに溶融炉なり、高熱処理施設なり、そういうもので処理されたものが本当に安全なものかどうか、そしてそれがその現場に置かれなくて、どこかに持って行ってもらえるような、そういう簡単なものかどうか、そんなことを考えながら、決して課題は少なくないと思っております。

そのようなことを考えて、いささかここでこのようなそれぞれの専門部会なり合同会議が終わりになるということは、本当に残念だなというふうに考えておりますが、本当にこれまで一生懸命このようなよき方向に、このように全知全能を傾けてこられました諸先生方には深く感謝を申し上げながら、私どものこのような考え方に対して何かのお考えがあらうと思います。そのような事柄を一言でもお聞かせ願えれば幸いですと考えております。大変どうもこれまでありがとうございました。

○南委員長 ありがとうございました。

どうぞ。

○工藤委員 二戸・環境と自然を守る会の副会長をしております工藤勝雄でございます。南委員長さんにはこの前もうちの方においでいただきまして、本当にありがとうございます

ございました。それから、委員の皆さんにも大変お世話になりました。ありがとうございます。

今田子町の町長さんがお話ししましたけれども、うちの方でも、会の方では、このままではどうしてもごみが撤去されないだろうと。岩手県の方はもう撤去できるだろうと。もう岩手県の部長さん初め、長葭次長さん、本当にもういつもお世話になっておりました、本当に感謝しております。ところが、青森県の方は、この前も八戸の合同検討委員会で申しあげましたけれども、もうちょっと住民のことを考えたらこんな考えは出てこないのではないかなと私なりに考えております。

そこで、うちの方の会といたしましては、やはりあの地域にあれだけの日本一の産廃があるのだ、そうしたらどうだろうと、あの地に日本一の処理施設をつくらせていただいたらどうだろう。今この国の時限立法においていろんなことがなされるわけですが、ここでやはり浄化するという意味では、あの場に、あの場といってもあの場に建設できないのでしょけれども、あの近くにやはり青森県、岩手県という、そういう境をつくらないで、広域でたまたまあそこが県境だということなのですが、同じ日本の東北でございます。道州制をしようかという時代に、そういう細かい考えではなく、青森県もあれだけの量の産廃を抱えているのですから、やはり近くにその施設をつくった場合には、もっと早く撤去できるだろうし、今のような発言はないのではないかな。やはり余りにも資金がかかるからできないのではないかなと、私はそういうふうに考えております。

やはり日本一のごみですから、あの辺に、この際しようがないのです、早く撤去してもらうためには、あそこにそういう溶融炉、そういう産廃の焼却施設、それからこれからいろんな面で産業廃棄物、いろんなのが出てくるわけです。そうした場合には、あそこ一つの団地と考えて、ごみの処理施設、それはあくまでも官主導でお願いしたいと思っておりますし、またそういう廃棄物が出るのであれば、これ産業廃棄物のそういう害が出るようであればこれは困りますけれども、そういうものができる施設ができるのであれば、私はそれの方がよろしい、そういうふうに思っておりますし、あの辺にやはりリサイクルセンターなんかもつくって、いろんな面で日本一、いや、世界一と、そういうふうなすばらしい施設をつくらせていただければ、これ以上のことはないだろうと。どうせあれだけの量を埋めら

れた場所ですから、環境浄化といっても本当にできるのかと。先生方がもう専門の先生ですから、そういうことはないのですが、私ども住民とすれば非常に不安でございます。岩手県が撤去されても青森県が残ったのでは、あの同じ場所なのです。そこに住んでいる我々住民はどうするのですか。青森県、岩手県ということ言っておられません。やはり両方で完全に撤去する方法をぜひ考えていただきたい、こういうふうに思います。

今田子町長さんも言われましたけれども、ここで会がもう消滅する、あとは岩手県、青森県は別々だと、これは非常に残念でございます。何とかそれをつなげて、青森県と岩手県でお互いにたまには話し合いの場を持って、そして一つのものだと、これは環境を再生するのだ、そういう意味でひとつそういう会をつくっていただければと、そういうふうに思っております。

○南委員長 ありがとうございます。

そのほかに何かご意見ございますか。

それでは、どうぞ。

○澤口委員 青森県にちょっとお聞きしたいのですけれども、最終決定するというタイムリミットはいつになるのか、その辺をちょっと聞きたいのですが、いつ会ってもいろんな話を聞いてからということの繰り返しなものですから。

○鎌田参事 タイムリミットは今のところ考えていませんけれども、いろんな意見を聞いた後で決めます。

○澤口委員 考えていないといってもおのずとそれはあるわけでしょう。ですから、その辺で結構なのですけれども、そのタイムリミット、大体この辺だろうなというふうなのを教えてください。

○鎌田参事 それは、できる限り早く決めるのが当然のことだと思いますけれども、今なぜいろいろ慎重にやらなければならないかという、現場がああいう状態ですので、非常に慎重な対応が求められると思っています、我々は。したがって、いろんな意見を聞きながら、それから今田子の町長さんおっしゃったように、今度はあそこの現場に、現場というかあの近くに処理施設をつくるという案も出てまいりました。そういうことも含めて、いろいろ考えていかなければならないのだと思っています。

○澤口委員 それはいいとして、では今二戸の工藤さんも言っていたのですけれども、また

最初に戻ってしまうのですけれども、この合同検討委員会が一体何だったのかというの常々私疑問に思っていて、途中もうボイコットしようかなと思ったときもありました。はっきり言って私たち出ている意味が余り感じられないものですから。それでも一人でも欠ければ、地元住民の声が一人欠けると、これまた影響が大きいかなと思っていて、不承不承つき合ってきましたけれども。我々地元の人間とすれば、もう二戸の住民の人たちとない知恵を出し合いながらいろいろ話し合ってきた経緯がありますので、今さら別々になっても、両県別々にやると言われても別に驚きもしませんし、失望もしないというのですか、もうそれ以前に失望していますので、それが本音のところでは。

以上です。

○南委員長 ありがとうございます。

そのほかに何かご意見ございますか。

それでは、どうぞ。

○工藤委員 和平牧野の調査のお願いを組合のほうにしよう和我々地元住民として何人かで出かけたのですが、その場に田子町の総務課長さんもおいでになりました。筋掘りで約ボーリング調査を5,6カ所というふうに新聞に載りましたけれども、これはしょうがないなという感じはしているのですが、うちの方では21カ所お願いしておりましたと。ところが、5,6カ所で、あの広大な土地に5,6カ所というのはどういっても納得できない。そうした場合に、和平高原の開発農場の方のお話だということでお話伺ったのですが、いや、筋掘りはだめだよと。5,6カ所だったらいいよと。私は、これには疑念を持っているわけです。何でそんなこと言うのだと。ああいう場所で疑いをかけられた場合には、田子町には、皆さんもご存じのようにすばらしいブランド物があるのです。それは何かといいますと、田子ニンクでございます。それから、今田子牛ももう有名になっております。そういういいものを持ちながら、産業廃棄物で汚染されているのではないかと、そう言われるようなもので果たしてそのブランドが守れるのかと。こういうことを申し上げましたら、田子町の課長さんも、総務課長さんなそうですが、まあということで、特にコメントしなかったのですが、やはりそういうことを守るという意味でも、和平高原の場合はボーリング調査ではなく筋掘りで、うちの方はこんな悪いのに入っていないのだよ、見てくれと、そういうくらいのことは必要ではない

でしょうか。

田子町長さんもおいでになっておりますけれども、この会議が始まる前にも、我々と会長、副会長3名きょう参っておりますので、この会議が始まる直前に田子町長さんにもお願いしました。和平高原の開発農場の、事務所の方に電話しましたら、理事長さんがどこにいるかわからない、連絡とれない、こんなばかなことありますか。そんな話できょうの合同検討会議に向けて願い書というのをつくっておったのですが、まだ渡せないでいるわけです。やはりうちがけんかするわけではないのです。お互いにそういういいものを持っているのに、そういうことで風評被害で売れなくなったら大変でしょうと。そういうことを考えました場合には、うちの方はこんなにきれいなのだとオープンにして、そして消費者の理解を得ることが大事だと、そういうふうに思うのですが、そういうことをお話ししたかったのです。

以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

大変厳しいご意見、ご要望もございましたが、事務局の方で何か用意している案件はございますか。ありませんね。

それでは、本日ご検討いただきました結果について、簡単に確認させていただきたいと思います。3点あるかと思います。一つは、技術部会から提出されました最終報告が皆様によってご承認いただいたということでございます。

それから、第2には、本委員会の任務が終了したと考えられますので、今回をもちまして本委員会を終結したいと思い、皆様のご了承を得たということであります。

それから、第3には、新たな局面を迎えまして、これに対応する新たな組織を県別に設置し、必要に応じて合同で委員会を開催することとする。この3点だと思います。

それでは、皆様方のきょういろいろなご意見なり、それからご同意がいただけましたので、私から両県知事にできるだけ早い時期を見まして報告をすることにしたいと思っております。これは、きょう出ました二戸市、それから田子町の皆様のご要望も私から十分にお伝えをしたいというふうに考えております。

なお、報告の内容なり報告の仕方につきましては、これは私にひとつご一任を

いただきたいと思います。

それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。皆様のご協力とご尽力によりまして本委員会が終結しましたこと、心から皆様に感謝申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

4. 閉会あいさつ

○菅野主幹 ありがとうございました。それでは、本日の第4回合同検討委員会の閉会に当たりまして、青森県前田環境生活部長より閉会のごあいさつを申し上げます。

○前田部長 本日は長時間にわたりましてご審議を賜りまして、まことにありがとうございました。平成14年6月15日に青森県田子町において第1回目の合同検討委員会を開催して以来本日まで、1年余りの期間にわたり南委員長を初め、委員の皆様には熱心にご議論を賜り、また技術部会の古市部会長初め、技術部会委員の皆様にはほぼ毎月の開催にもかかわらず、両県の原状回復方針について専門的見地からご検討を賜りましたことに対して厚く御礼を申し上げます。その間に本事案に係る積極的な財政支援策として、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法が去る6月11日に成立いたしました。本日ご出席の粕谷室長初め、環境省の皆様には並々ならぬご尽力を賜りまして、あわせて厚く感謝申し上げます。

今後両県は国の基本方針に即して具体的な実施計画を策定することになりますけれども、地元住民の方々に一日も早く安心していただけるよう、これまで合同検討委員会で示されましたさまざまな提言を踏まえまして、早急に対策を講じてまいりたいと考えてございます。

本日で合同検討委員会が終結するというふうなことになりましたけれども、両県の取り組むべき基本的な方針が示されたものと理解をしております。今後については、南委員長からご提案が新たな組織の設置について対応していくこととなりますけれども、未検討の課題を含め、これからが具体の検討になるものと考えております。私ども両県の取り組みが全国のモデルとなる対策になるよう、努力してまいりたいと思っておりますので、皆様方には引き続き貴重なご意見を賜りますようお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。おかげさまでございました。

- 菅野主幹 大変恐縮でございますが、前回の会議から会議の議事録署名をお願いすることといたしております。大変恐縮でございますが、前回に準じまして今回の議事録署名を佐々木委員、笹尾委員にお願いさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

5. 閉 会

- 菅野主幹 それでは、これで第4回合同検討委員会を終了させていただきます。本日はどうも大変ありがとうございました。